

〇市川市名誉市民条例		昭和63年7月1日条例第15号
改正		
平成19年3月22日条例第3号		
平成23年3月28日条例第4号		
令和2年3月25日条例第3号		
令和5年3月23日条例第1号		
市川市名誉市民条例		
（目的）		
第1条 この条例は、市民又は市に縁故の深い者で、市に対し功労のあったもの又は広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献したもののうち、その功績が顕著であるもの（故人を含む。）に対し、市川市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈り、市民の敬愛の対象として顕彰することを目的とする。		
（決定等）		
第2条 市長は、名誉市民を決定しようとするときは、第6条に規定する市川市名誉市民選考委員会に諮問し、その答申に基づき行うものとする。		
2 市長は、前項の規定により名誉市民を決定したときは、次の議会にこれを報告するものとする。		
（顕彰）		
第3条 市長は、名誉市民に対し市川市名誉市民証、市川市名誉市民章及び記念品を交付し、その事績を公表して顕彰するものとする。		
（特典等）		
第4条 市長は、名誉市民に対し次に掲げる特典又は待遇を与えることができる。		
（1）市が行う式典への招待		
（2）慶弔の際における礼遇		
（3）前2号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めた特典又は待遇		
（称号の取消し）		
第5条 市長は、名誉市民が著しく名誉を損なう行為をしたと認めるときは、次条に規定する市川市名誉市民選考委員会に諮問し、その答申に基づき名誉市民の称号を取り消すことができる。		
2 前項の規定により名誉市民の称号を取り消したときは、次の議会にこれを報告するものとする。		
（委員会）		
第6条 第2条第1項及び前条第1項に規定する市長の諮問に応じ必要な事項を調査、審議するため、市川市名誉市民選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。		
2 委員会は、非常勤の委員15名をもって組織する。		
3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。		
（1）市議会議員		
（2）学識経験者		
4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。		
5 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。		
6 委員会の事務は、市長公室において処理する。		
7 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。		
8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。		
（特別名誉市民）		
第7条 市長は、親善その他の目的で市の賓客として来訪した外国人又は市に縁故の深い外国人に対し市川市特別名誉市民（以下「特別名誉市民」という。）の称号を贈ることができる。		
2 市長は、特別名誉市民に対し市川市特別名誉市民証及び市川市特別名誉市民章を交付するものとする。		
（委任）		
第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		
附 則（抄）		
（施行期日）		
1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。		
附 則（平成19年3月22日条例第3号抄）		
（施行期日）		
1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。		
附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）		
（施行期日）		
1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。		
附 則（令和2年3月25日条例第3号抄）		
（施行期日）		
1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。		
附 則（令和5年3月23日条例第1号抄）		
（施行期日）		
1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。		